**Q10**

**妊娠しました。**

**出産に当たり、仕事を辞めずに休むことはできますか？**



育児・介護休業法が改正されます！

令和７年４月施行

・子の看護休暇の見直し

・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

・育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大　など

詳細はこちらを

ご確認ください。

**トピックス**

**□　産前休業、産後休業の制度があることを理解した**

**□　会社に、妊娠したことを報告し、休みについて相談した**

最後の確認！

【action】

●会社に、母子健康手帳を添えて妊娠したことを報告しましょう。

●ご自身の体調も考えながら、いつから休むのかスケジュールを立ててみましょう。

妊娠した場合、お母さんの体を守るため、**出産の前後に仕事を休むことができる制度**があります。出産前に休むことを「産前休業」、出産後に休むことを「産後休業」といいます。

会社には、労働者が希望すれば**出産予定日の前の６週間**を休業させる義務と、**出産後の8週間**は、労働者が希望しなくても休業させる義務があります。

この間、給料は原則もらえませんが、健康保険に入っている場合、要件を満たせば、**出産手当金**が支給されます。金額はおおむね平均月収の３分の２程度です。

なお、産前休業の期間については、かわりに有給休暇を取ることも可能です。

また、法律では、産前産後の休業する期間及びその後３０日間は、会社は労働者を解雇してはならないとされています。